

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の平成31年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 102,941 千円
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,917,399 千円

(単位:千円)

国による分類 (※1)	事業名		31年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳					
	目	事業名等		特定財源			一般財源		
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	30,169	2,440	0	1	3,172	24,556	
		福祉医療事業	47,000	22,495	0	4,780	17,469		
		障がい者福祉推進事業	498,788	323,263	0	0	20,079	155,446	
	老人福祉費	在宅福祉事業	1,288	200	0	0	124	964	
		施設福祉事業	2,457	0	0	450	230	1,777	
		老人福祉推進事業	22,385	361	0	368	2,477	19,179	
		老人医療事業(※5)	157,072	1,891	0	1,482	17,583	136,116	
		介護保険関連事業(※6)	360	192	0	0	19	149	
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	240	0	0	0	27	213	
		児童手当支給事業	276,775	237,392	0	0	4,505	34,878	
		ひとり親家庭支援事業	1,703	0	0	0	195	1,508	
		児童福祉推進事業	16,844	61	0	0	1,920	14,863	
		子育て支援医療費助成事業	47,794	16,336	0	0	3,599	27,859	
	保育所費	地域子ども・子育て支援事業	17,101	10,524	0	0	752	5,825	
		民間保育所等運営支援事業	250,365	123,042	0	52,863	8,518	65,942	
		保育所管理運営事業	167,807	6,697	0	121,975	4,477	34,658	
		小計	1,538,148	744,894	0	181,919	69,934	541,401	
	社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	61,900	46,425	0	0	1,770	13,705
		老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	172,333	1,440	0	0	19,549	151,344
			後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	37,417	24,056	0	0	1,528	11,833
		小計	271,650	71,921	0	0	22,848	176,881	
保健衛生	予防費	予防接種事業	53,975	4,899	0	0	5,614	43,462	
	保健センター費	成人保健対策事業	16,317	552	0	224	1,778	13,763	
		母子保健対策事業	21,328	4,876	0	20	1,880	14,552	
		健康づくり・地域医療対策事業	2,601	0	0	0	298	2,303	
		健康診査事業	13,380	143	0	8,084	589	4,564	
		小計	107,601	10,470	0	8,328	10,159	78,644	
	合計	1,917,399	827,285	0	190,247	102,941	796,926		

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など

国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成31年度予算額の17分の7に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費(職員給与費)は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。